

中学校社会科における紛争解決の学習

—メディエーションを活かした対立の解消—

寺本 誠（お茶の水女子大学附属中学校）

本発表の目的は、中学校社会科公民的分野におけるメディエーション（調停）を導入する意義について、実践を基に報告するとともに、その有効性を明らかにするものである。

他者との関係構築に繊細な感覚を持つ中学生にとって、異なる意見や利益、利害をめぐって他者と対立した場合、直接当事者と一対一で話し合っ解決することは容易ではない。それよりも、当事者以外の生徒が第三者として間に入り、当事者たちの意見を集約しながら両者の協力体制を築き、最良の選択枝の創出に向けて支援するメディエーションが対立解消に有効に働くのではないだろうか。この仮定のもとに公民的分野の授業を構想し、実践した。

報告する実践は、中学校学習指導要領社会2（3）ア「人間の尊重と日本国憲法の基本原則」に基づいて設定したものである。事例として、マンションのエレベーター設置に伴う大規模改修をめぐる紛争を取り上げた。建物区分所有法第19条では、各共有者は持ち分に応じて共有部分の負担をすべきと定めている。ところが、エレベーターを使用する必要度が低い1階住民が、なるべく負担をしたくないと訴えたことから、1階住民と上階の住民との間に対立が生じたという架空の紛争を設定した。多数決で決めることが公正なのか、決定したことに皆が納得できるのか、いずれにせよ同じマンションで暮らす住民たちが、互いの生活を尊重し、協力関係を築くことが望ましい。そのためにメディエーションの手法を用いて、互いに歩み寄って対話を重ね、合意に向けた努力をすることの意義を実感させることが、今回報告する授業設定の趣旨である。

メディエーションのねらいは、中立的で公平な第三者の支援を受けながら、当事者同士が満足できる合意点を見つけ、紛争や対立を解消することにある。授業では、架空の対立状況を設定し、紛争当事者だけではなく、調停者（メディエーター）役の生徒を配置し、メディエーションを体験させることとした。メディエーター役にはメディエーションの技法を示し、また、紛争当事者役には一方的に自分の主張を述べるのではなく、協働的に課題を解決する姿勢を意識させた。そして、両者にとって利益のあるWin-Winの思考や発想につながるよう話し合いを支援した。

メディエーションには、第三者が仲介することによって紛争解決が円滑に行われる機能と、紛争が進行しないよう感情的な対立を解消する機能の二つが含まれると考える。生徒が授業の中でこの二つを切り分けることは難しく、現実の紛争事例でも合理的な判断と感情的な部分の間で揺れ動きながら、価値判断や意思決定がなされているはずである。社会科においては認識形成を軸としつつも、現実的な紛争解決に広く関わる思考方法や技能について学ぶ機会を設けることが望ましい。紛争を解決する過程での交渉・調停・裁判といった手段について実体を持って理解することが必要である。メディエーションはその可能性を拓く学習法であると位置づけられる。

日本の若者は他者のトラブルに対して、傍観者的な立場になる傾向が強いという研究報告がある（森田、2010年）。面倒なことになるべく関わりたいくないという消極的な姿が浮かび上がる。だが、対話を回避し続ければ、周りを巻き込み、より大きな紛争にまで発展する可能性がある。メディエーションの学習を通じて、生徒が紛争解決技能だけでなく、それ以上に平和的な対立解消に必要な資質である、相手の話をよく聴くこと、そして相手を尊重する態度を養うとともに、他者に対する自分の関わり方を振り返り、より豊かな関係を築こうとする姿を期待したい。